

様式1

公の施設「国津の杜（くにつふるさと館・はぐくみ工房あららぎ）」の
管理の方針について

1. 施設名称

施設名	国津の杜（くにつふるさと館・はぐくみ工房あららぎ）
所在地	名張市神屋8 1 4 番地 4

2. 所管部署

施設の設置目的 事業等の概要	<施設の設置目的> 山村地域の特性や資源を活用し、都市との交流を深めるとともに、高齢者の生きがいくつくりと女性の能力発揮の場を提供することにより、地域の活性化と振興を図るために設置しています。 <事業の概要> ①くにつふるさと館 ・山村地域の様々な資源を活用し、高齢者の生きがいくつくりと女性の能力発揮の場の提供 ・研修会、サークル等各種団体の活動等に利用 ②はぐくみ工房あららぎ ・木工、陶芸など各種体験教室、イベント等の実施を通じ、都市住民との交流を促進
所管部署	産業部 農林資源室

3. 現在の管理状況

指定管理者名	国津地区地域づくり委員会
指定管理期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日

4. 令和7年度以降の管理の方針

国津の杜の管理運営に当たっては、地域の高齢者・女性の生きがいづくりや人材育成を進めるとともに、豊かな山村資源を活用した都市との交流の拠点として位置付け、恵まれた地域資源を活用した地域活性化に資することを方針としています。

これまで、「皆で創る地域の暮らし」「安心・安全で住みよい暮らし」「多様な地域資源で支える暮らし」「元気で誇りのある暮らし」「新しい仲間とともに創る暮らし」をまちづくりの基本方針に掲げる「国津地区地域づくり委員会」を指定管理者として指定し、適切な管理運営がなされてきました。

少子高齢化が進行する中、山村資源を活用した特産品開発や山村と都市との交流は、農村集落機能の維持につながるとともに、地域住民はもとより都市住民の利用満足度の向上が期待されることから、引き続き、指定管理者制度を活用した施設の管理運営を行います。

5. 指定管理の実施時期

実施時期	令和7年4月1日～令和10年3月31日の3年間
------	-------------------------

6. 特記事項

非公募による選定

国津地区地域づくり委員会を指定管理者候補者とします。

(理由)

国津の杜は、地域の活性化と地域の高齢者や女性が活躍できる場を提供するために設置された地域密着型の施設であることから、その運営についても、地域住民が積極的に参画し、都市住民との交流を図ることが重要であり、自ら管理を行うことで、地域の活力が生まれるといった効果が期待できます。

公の施設「国津の杜（くにつふるさと館・はぐくみ工房あららぎ）」の
指定管理者制度活用に係る検討内容

（部室名）産業部 農林資源室

1. 指定管理者制度の有効活用の検討

（1）施設概要、現在の運営状況

①所在地：名張市神屋8 1 4 番地4

②施設の沿革、設置目的等

山村地域の特性や資源を活用し、都市との交流を深めるとともに、高齢者の生きがいづくりと女性の能力発揮の場を提供することにより、地域の活性化と振興を図る。

③施設の内容

【くにつふるさと館】

建設：平成17年4月竣工

構造：鉄骨造

規模：平家建 延床面積：432.55㎡

設備概要：研修室、和室、調理室、特産物開発室、倉庫、事務室

【はぐくみ工房あららぎ】

建設：平成15年4月竣工

構造：木造

規模：平家建 延床面積 225㎡

設備概要：木工スペース、陶芸アトリエ、倉庫

【共通】敷地面積：2980.02㎡ 駐車場：22台（うち、身体障害者用2台）

④現在の運営状況

指定管理者による管理運営により、利用者へのサービスの向上が図れている。

また、指定管理者による提案事業については、少子高齢化が進行する中、地域住民の手により、本施設の設置目的に沿った事業の効果・効率的な実施に努めている。

（2）施設設置に関連する法律・条例等

- ・名張市国津の杜の設置及び管理に関する条例
- ・名張市国津の杜の設置及び管理に関する条例施行規則

(3) 他市の類似施設の事例

ア. 伊賀市 なし

イ. ア以外の市(2～3市) なし

2. 指定管理者制度の活用により期待できる効果等

(1) 施設の効果的・効率的な管理運営が図られているか。

- ・地域内外の指導者による山村資源を活用した体験教室を企画するなど、都市との交流が図られている。
- ・市民センター機能として実施している取組と連携し、地域住民の生きがいをづくりの拠点となっている。

(2) 市民サービスの向上が図られているか。

- ・少子高齢化が進行する中、地域住民が活躍する場となっているとともに、都市住民に山村地域における豊かな資源に触れる機会を創出するための魅力的なイベント開催に向けた検討を開始するなど、施設の効率・効果的な運営に努めている。

(3) 経費抑制等の効果が図られているか。

- ・省エネルギー・省資源に努めるとともに、施設の清掃や周辺環境整備を地域住民で行うなど、経費抑制を意識した活動を行っている。

(4) 予算措置の考え方(利用料金制、指定管理料、財源等)

「指定管理料」は、指定管理者に行わせる業務の範囲や内容、管理業務やサービス等に対する要求水準を基に、あらかじめ管理に必要と考えられる経費総額を積算するとともに、「利用料収入」等を勘案し、「様式3」のとおり予算措置をします。

なお、指定管理業務を市が示した水準どおりに確実に実施する中で、利用料収入や事業収入の増加、経費の節減など、指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、原則として精算による返還を求めないこととします。

施設の管理運営業務に係る収支状況

様式 3

施設名 国津の杜（くにつふるさと館・はぐくみ工房あらぎ）

（単位：千円）

区分	項目	R4 決算額	R5 決算見込額	R6 予算額	3か年度 平均	R7（施設所管室積 算案）	備考	R7（財政経営室協 議済み額）
収入	利用料収入	125	159	160	148	148		148
	指定管理料	6,480	6,480	6,480	6,480	5,925		5,925
	収入合計	6,605	6,639	6,640	6,628	6,073		6,073
支出	人件費	3,400	4,181	3,572	3,718	2,435		2,435
	事業費	235	205	265	235	0		0
	事務費	1,161	1,581	1,269	1,337	906		906
	管理費	2,746	2,331	1,668	2,248	2,732		2,732
	支出合計	7,542	8,298	6,774	7,538	6,073		6,073
収支		-937	-1,659	-134	-910	0		0